

○世田谷区子どもの権利委員会条例

令和 7 年 3 月 5 日 条例第 58 号

世田谷区子どもの権利委員会条例

(設置)

第 1 条 世田谷区子どもの権利条例（平成13年12月世田谷区条例第64号）第39条第 1 項の規定に基づき、区長の附属機関として、世田谷区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 権利委員会は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障を推進するため、次に掲げる職務を行う。

- (1) 区長の要請を受け、又は自ら判断して、子どもの権利保障の状況について調査し、及び評価検証すること。
- (2) 前号の調査及び評価検証の結果を区長及び教育委員会に報告し、制度の改善等を提言すること。

(組織)

第 3 条 権利委員会は、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 権利委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副委員長は、委員長の指名する委員をもって充てる。
- 4 委員長は、権利委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(臨時委員及び調査員)

第 6 条 第 3 条の委員のほか、権利委員会に、特別の事項を調査させ、及び評価検証させるため必要があるときは、臨時委員及び調査員を置くことができる。

- 2 臨時委員及び調査員は、前項の規定による調査及び評価検証が終了したときは、解嘱される。

(会議)

第7条 権利委員会は、委員長が招集する。

2 権利委員会は、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 権利委員会は、専門的事項を調査し、及び評価検証するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員等をもって組織する。

(会議の公開)

第9条 権利委員会は、公開とする。ただし、権利委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第10条 権利委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第11条 委員、臨時委員及び調査員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(提言の尊重)

第12条 区長及び教育委員会は、権利委員会から提言を受けたときは、これを尊重し、適切に対応しなければならない。

2 区長及び教育委員会は、前項の規定により対応した場合は、その結果を公表しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

改正

令和 7 年 6 月30日規則第92号

世田谷区子どもの権利委員会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、世田谷区子どもの権利委員会条例（令和 7 年 3 月世田谷区条例第58号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員の内訳)

第 2 条 条例第 3 条に規定する世田谷区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の委員の内訳は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 若者（区内に在住し、在学し、又は在勤する者であって、委嘱日において満13歳以上満30歳未満のものをいう。） 4 人以内
- (2) 学識経験者 4 人以内
- (3) 区民 2 人以内

一部改正〔令和 7 年規則92号〕

(部会)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の部会を置いたときは、部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員長の指名する委員等（委員及び臨時委員をいう。以下同じ。）をもって充てる。
- 3 部会長は、部会を招集し、代表し、及び会務を総理し、並びに部会の調査及び評価検証の経過及び結果を権利委員会に報告する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長がその職務を代理する。
- 5 部会は、第 2 項に規定する委員等の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 部会の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 7 部会は、原則として非公開とする。

(庶務)

第 4 条 権利委員会の庶務は、子ども・若者部子ども・若者支援課において行う。

(委任)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。